



しろさと 農業委員会だより

第13号

平成 26 年 1 月 15 日発行

編集

城里町農業委員会運営委員会

発行



▲ トマトの苗を扱う新規就農者の立澤さん

期待の担い手「新規就農者」

新規就農者として、東京都から実践研修を経て、東京から城里町に妻と子供の三人で転入をし、石塚地内でトマトとキュウリを主に生産・収穫をし、4年目を迎えた立澤亮さん。自然災害が少ない城里町を選び、「直送直売」を目指して美味いトマトを作る事が目標で、現在では失敗も糧にして、ほぼ思った通りに生産出来ているとのこと。城里町内には、立澤さんの他にも新規就農者がいます。が、担い手として貴重な人材であり、今後の活躍に期待したいところです。



新春に寄せて

城里町農業委員会
会長 富田 昇

新年、明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また日頃より、農業委員会の運営・活動に對しご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、農地は食糧生産の面だけでなく、国土の環境保全等多面的機能を有するものであります。耕作者の高齢化や担い手不足、原発事故による風評被害などにより、荒廃農地は確実に増え続けている状況です。さらにはTPP交渉の結果如何によつては、中小農家への壊滅的な打撃が懸念される。人・農地プラン「戦略的」な地域中心となる。人が開いた手家等、将来の地域の中心となる。借り上げた、また大規模区画に整備し貸し出す。農地中間管理機構(仮称)を都道府県ごとに設立する。地域農業の未来を明るい兆しが。見えにくることを期待し、農業委員会が。おいて、農業の公的表として関係機関との緊密な連携を図り、優良農地を守り、荒廃農地の解消に努め、地域農業の振興に。尽力して参ります。今後ともより一層。きまげます。協力を賜ります。今後ともより一層。

農地の適正管理について

近年、耕作されなくなった農地が増加しています。無断転用や耕作放棄されると管理が適正にされない事が多く、雑草・雑木が繁茂し、病虫害や火災の発生原因となる恐れがあります。また、有害鳥獣の潜入や産業廃棄物等の不法投棄の場所となることも考えられ、周辺農地や近隣住民に多大な迷惑を及ぼします。耕起・草刈り・除草等を行い適正な管理をお願いします。



主な内容

- ・町長への建議書の提出について・・・2
- ・平成 25 年農地法等申請件数・・・2
- ・農地改良の届出について・・・2
- ・贈与税の農政猶予を受けている方へ・・・2
- ・農業委員活動報告について・・・2
- ・耕作放棄地全体調査及び
利用状況調査について・・・3
- ・貸付等希望農地の詳細情報・・・3
- ・農地の賃借料情報・・・3
- ・農業者年金について・・・4
- ・「人・農地プラン」について・・・4

町長への建議書提出

平成二十五年十一月二十九日、富田昇会長から阿久津藤男町長へ「平成二十五年城里町農業施策に関する建議書」を提出しました。今回の建議の内容は、次のとおりです。

- ① 基本農政の確立対策
- ② 農地の保全と有効利用対策
- ③ 担い手・経営対策
- ④ 地域振興対策
- ⑤ 農業委員会組織対策
- ⑥ 東日本大震災等被害に対する復旧・復興対策

建議書に
おいては各
地域の農業
委員の意見
・要望を取
りまとめて
作成し、総
会で決定さ
れました。



▲阿久津町長に建議書を提出する富田会長

農地法等申請件数(平成 25 年 1 月～平成 25 年 12 月)

農地法第 3 条(農地を売買、贈与、貸借等)

件数	面積 (㎡)
36	90,445

農地法第 4 条(所有者が自らの農地を転用すること)

件数	面積 (㎡)
8	3,480

農地法第 5 条(所有者以外の者の農地を転用)

件数	面積 (㎡)
46	37,760

農地改良届(農地に盛土等を行い利用価値を高めること)

件数	面積 (㎡)
7	3,703

農業経営基盤強化促進法による利用権設定(農地の貸借)

件数	面積 (㎡)
142	344,556

農地改良届出について
農地の生産性を高める農地改良(盛土や埋立)を実施する際には、農業委員会への事前協議が必要です。
なお、協議申し入れの締切は定例総会(毎月 25 日に開催)の前月末日になります。

農地の納税猶予を受けている方へ
ご注意ください
相続税及び贈与税の納税猶予制度を受けている農地が荒廃農地等の状態となった場合には、納税猶予が打ち切りとなり、猶予を受けていた税額の全部または一部と利子税を納付することとなります。

農業委員活動報告(六月～十二月)

- 六月 二十五日 第六回農業委員会定例総会
- 七月 四～五日 中央地区農業委員会(会長会)総会
十二日 新任農業委員研修会
十八日 第六回農業委員運営委員会
二十五日 第七回農業委員会定例総会
三十一日 いばらき女性農業委員の会定例会
- ※(七～九月) 荒廃農地調査期間
- 八月 六日 茨城県農業会議定例総会
八日 農業者年金加入推進特別研修会
二十六日 第八回農業委員会定例総会
二十～二十二日、二十七～二十九日 「人・農地プラン」地区座談会
二十八日 笠間地域農業改革セミナー
- 九月 四日 「人・農地プラン」地区座談会
十八日 第七回運営委員会
二十六日 第九回農業委員会定例総会
- 十月 二十五日 農業者年金研修会
二十五日 第十回農業委員会定例総会
- 十一月 五日 「人・農地プラン」検討会
十八日 第八回運営委員会
二十五日 第十一回農業委員会定例総会
- ※(十一月～十二月) 荒廃農地所有農家の戸別調査(指導)期間
- 十二月 二十五日 第十二回農業委員会定例総会

「平成 25 年度荒廃農地全体調査及び利用状況調査の報告」

各農業委員が担当地区ごとに荒廃農地全体調査を、今年の 7 月から 9 月に、農地の利用状況調査として荒廃農地の意向調査及び指導を 11 月から 12 月に実施しました。③は調査制度開始の平成 22 年度から 25 年度までの過去 4 年間の戸別訪問調査の実績集計値です。(単位:ha)

農地面積①			荒廃農地全体調査による 荒廃農地の面積②			左の荒廃農地意向調査による 指導等を実施した面積③		
田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
1,259	1,542	2,901	81	128	209	65	109	174

③のうち平成 25 年度分の意向内容の内訳 (平成 25 年 12 月末現在)

- ・自己での耕作、管理・・・3ha(14%)
- ・現状維持・・・8ha(36%)
- ・他者への貸付・売却希望・・・7ha(32%)
- ・その他・・・4ha(18%)

貸付等希望農地情報 H25.8.31 現在

「後継者がいない」、「高齢となり耕作できない」等により、農地の貸付・売却を希望する農地は年々増加しています。下記は貸付・売却の希望があった農地の情報です。

常北地区

大 字	地目	面積(m ²)
石塚	田	23,547
	畑	116,985
那珂西	田	59,400
	畑	103,904
上泉	田	17,352
	畑	11,335
増井	田	27,536
	畑	23,832
上入野	田	65,352
	畑	95,732
磯野	田	33,928
	畑	47,946
上青山	田	5,532
	畑	24,995
下青山	田	9,245
	畑	21,982
春園	田	11,816
	畑	48,002
小坂	田	8,000
	畑	11,054
勝見沢	田	4,252
	畑	23,849
上古内	田	39,762
	畑	37,155
下古内	田	55,109
	畑	73,166

桂地区

大 字	地目	面積(m ²)
上坪	田	49,477
	畑	39,158
下坪	田	25,607
	畑	65,220
粟	田	28,472
	畑	60,454
北方	田	33,052
	畑	92,865
高久	田	22,360
	畑	123,427
錫高野	田	5,532
	畑	13,643
孫根	田	4,889
	畑	37,347
岩船	田	3,674
	畑	11,229
阿波山	田	79,930
	畑	89,739
高根	田	3,001
	畑	21,017
下阿野沢	田	19,620
	畑	37,427
上阿野沢	田	24,308
	畑	28,709
御前山	田	24,234
	畑	38,756

七会地区

大 字	地目	面積(m ²)
徳蔵	田	9,365
	畑	6,881
小勝	田	19,078
	畑	1,478
塩子	田	4,895
	畑	11,571
下赤沢	田	30,619
	畑	16,102
上赤沢	田	4,271
	畑	17,667
大網	田	7,628
	畑	199

3地区の合計 田 761,743 m²
畑 1,352,826 m²

**農地の貸し借りは
利用権の設定の活用で!!**

安心して農地の貸し借りを
をするため、利用権設定を
勧めています。設定された
貸借契約期間が満了になる
2ヶ月前に、貸主及び借主
に農業委員会から通知を
し、貸借継続したい場合、
利用権設定の再更新手続き
が必要です。再更新しない
場合は、自動的に契約終了
となります。

詳しくは事務局へ
お問い合わせ下さい。

農業者のための公的な積立年金!!



▲農業委員の年金研修会の風景

「農業者年金」でしっかり積立！

安心して豊かな老後を！

- ①国民年金の第1号被保険者で
- ②年間60日以上農業に従事する
- ③60歳未満の方なら、どなたでも加入できます。

新制度は積み立て方式であり、

自分で積んで自分で受給する制度です。

お問い合わせは、農業委員会へどうぞ。

一人・農地プランについて

■農地集積協力金■

人・農地プランに位置付けられた経営体に農地を貸し出す農家に交付します。

【交付要件（平成25年度）】

農地利用集積円滑化団体へ10年以上の白紙委任をする。

※平成26年度は変更になる場合があります。

◆経営転換協力金

地域の中心となる経営体が農地集積を行うため、耕作している農地のすべてを貸出す農家へ農地面積に応じて交付します。

◆分散錯圃解消協力金

地域の中心となる経営体の分散した農地の連担化に協力する農家へ農地面積に応じて交付します。

<問い合わせ先>

産業振興課 農地・農政グループ 電話 029-288-3111（内線 382）

関東農政局水戸地域センター 農政推進グループ 電話 029-221-2186



城里町農業委員会事務局
〒311-4303
城里町石塚 1428-1
コミュニティセンター城里
電話 029-288-3111
(内線 361, 362)
FAX 029-288-2362

◇編集後記◇
昨年十一月に静岡県沼津市で開催された「お米日本一コンテスト」において、一昨年に引き続き「ななかの里生産研究部会」の会員の三名（富田昇農業委員会会長）（盛田守さん）（仲田一司さん）が、「金賞」を受賞しました。今年も全国42都道府県から452点の応募がありました。
このことは、城里町の誇りであると同時に、日頃から美味しいお米作りを精を費やす方々の素晴らしいさを改めて実感しました。



定例総会は、
毎月25日です。
(土日祝日にあたる場合は、翌日となります)